**先発医薬品の処方を希望された場合の『特別の料金』は、福祉医療費助成の対象外です**

令和６年１０月より、後発医薬品（ジェネリック医薬品）があるお薬で、先発医薬品の処方を希望される場合には、通常の負担額（１～３割）に加え、『特別の料金』の支払いが必要になりました。（医療上の必要がある場合等を除きます。）『特別の料金』は、先発医薬品と後発医薬品の差額の４分の１相当額です。

『特別の料金』は保険診療外となるため、**福祉医療費の対象外**ですので、ご注意ください。また、窓口負担無償化の対象（未就学児）であっても、『特別の料金』については窓口での自己負担が生じます。